

第 3 次健康たきかわ 2 1 アクションプラン（滝川市健康増進計画）の概要

■計画の位置づけ

健康増進法

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同上第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

第八条

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という）を定めるよう努めるものとする。

■計画期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 1 7 年度までの 1 2 年を 1 期として策定する。
令和 6 年度から令和 1 1 年度を前期、令和 1 2 年度から令和 1 7 年度を後期とし、
令和 1 1 年度に中間評価を行う。

■策定体制

(1) 本計画は、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を統括機関にして、その内部組織に「計画策定専門部会」を設置し、その計画策定の答申を基に策定する。

滝川市保健医療福祉推進市民会議

保健・医療・福祉関係団体等の代表者、医療職、学識経験者などにより選出される 12 名で構成

計画策定専門部会

市民会議委員 7 名、臨時委員 2 名（滝川地域介護サービス事業者連絡協議会選出 1 名、被保険者代表 1 名）の 9 名で構成